

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例新旧対照表

(第1条関係)

改正後	改正前																																						
<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例</p> <p style="text-align: center;">〔昭和59年12月25日〕 〔島根県条例第39号〕</p> <p>第1条～第3条 〔略〕</p> <p>(風俗営業の許可に係る営業制限地域)</p> <p>第4条 法第4条第2項第2号の条例で定める地域は、次の各号のいずれかに該当する地域とする。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 次の表の左欄に掲げる風俗営業の種別ごとに、同表の右欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）から同欄に定める距離以内の地域</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">風俗営業の種別</th> <th colspan="4">距離</th> </tr> <tr> <th colspan="2">学校、図書館及び児童福祉施設</th> <th colspan="2">病院及び診療所</th> </tr> <tr> <td></td> <td>商業地域内にあるもの</td> <td>商業地域以外の地域内にあるもの</td> <td>商業地域内にあるもの</td> <td>商業地域以外の地域内にあるもの</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 法第2条第1項第1号から第3号まで及び第5号の営業</td> <td>30メートル</td> <td>50メートル</td> <td>10メートル</td> <td>30メートル</td> </tr> </tbody> </table>	風俗営業の種別	距離				学校、図書館及び児童福祉施設		病院及び診療所			商業地域内にあるもの	商業地域以外の地域内にあるもの	商業地域内にあるもの	商業地域以外の地域内にあるもの	1 法第2条第1項第1号から第3号まで及び第5号の営業	30メートル	50メートル	10メートル	30メートル	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 住居地域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域並びにこれらに準ずる地域として公安委員会規則で定める地域をいう。</p> <p>(2) 商業地域 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる商業地域をいう。</p> <p>第3条 〔略〕</p> <p>(風俗営業の許可に係る営業制限地域)</p> <p>第4条 法第4条第2項第2号の条例で定める地域は、次の各号のいずれかに該当する地域とする。</p> <p>(1) 住居地域</p> <p>(2) 次の表の左欄に掲げる風俗営業の種別ごとに、同表の右欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）から同欄に定める距離以内の地域</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">風俗営業の種別</th> <th colspan="4">距離</th> </tr> <tr> <th colspan="2">学校、図書館及び児童福祉施設</th> <th colspan="2">病院及び診療所</th> </tr> <tr> <td></td> <td>商業地域内にあるもの</td> <td>商業地域以外の地域内にあるもの</td> <td>商業地域内にあるもの</td> <td>商業地域以外の地域内にあるもの</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 法第2条第1項第1号から第6号まで及び第8号の営業</td> <td>30メートル</td> <td>50メートル</td> <td>10メートル</td> <td>30メートル</td> </tr> </tbody> </table>	風俗営業の種別	距離				学校、図書館及び児童福祉施設		病院及び診療所			商業地域内にあるもの	商業地域以外の地域内にあるもの	商業地域内にあるもの	商業地域以外の地域内にあるもの	1 法第2条第1項第1号から第6号まで及び第8号の営業	30メートル	50メートル	10メートル	30メートル
風俗営業の種別		距離																																					
	学校、図書館及び児童福祉施設		病院及び診療所																																				
	商業地域内にあるもの	商業地域以外の地域内にあるもの	商業地域内にあるもの	商業地域以外の地域内にあるもの																																			
1 法第2条第1項第1号から第3号まで及び第5号の営業	30メートル	50メートル	10メートル	30メートル																																			
風俗営業の種別	距離																																						
	学校、図書館及び児童福祉施設		病院及び診療所																																				
	商業地域内にあるもの	商業地域以外の地域内にあるもの	商業地域内にあるもの	商業地域以外の地域内にあるもの																																			
1 法第2条第1項第1号から第6号まで及び第8号の営業	30メートル	50メートル	10メートル	30メートル																																			

2 法第2条第1項第4号の営業	60メートル	80メートル	40メートル	60メートル
備考 1 「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校のうち、大学以外の学校をいう。 2 「図書館」とは、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館をいう。 3 「児童福祉施設」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。 4 「病院」とは、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院をいう。第9条、 <u>第11条の5及び第12条</u> において同じ。 5 「診療所」とは、医療法第1条の5第2項に規定する診療所のうち、患者を入院させるための施設を有する診療所をいう。第9条、 <u>第11条の5及び第12条</u> において同じ。				

2 前項の規定は、次に掲げる営業に係る営業所については、適用しない。

- (1) 〔略〕
- (2) 7日以内の期間を限って営まれる法第2条第1項第4号及び第5号の営業

（習俗的行事その他の特別な事情のある日等）

第5条 法第13条第1項第1号の習俗的行事その他の特別な事情のある日として条例で定める日は次の各号に掲げる日とし、当該特別な事情のある日に係る同項第1号の条例で定める地域はそれぞれ当該各号に定める地域とする。

- (1) 1月1日から同月4日まで及び12月25日から同月31日までの日 島根県の区域
- (2) 前号に掲げるもののほか、公安委員会規則で定める日 公安委員会規則で定める地域及びその他の地域であって次項に定める 地域に該当する地域

2 法第13条第1項第2号の午前零時以後において風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域として条例で定める地域は、別表に掲げる地域とする。

3 法第13条第1項ただし書の条例で定める時は、午前1時とする。

4 法第2条第1項第4号の営業（まあじゃん屋を除く。）は、前3項の規定にかかわらず、第1項各号に定める日における当該各号に定める地域及び第2項に定める地域においては、午前零時から午前1時までの時間においてこれを営んではならない。

2 法第2条第1項第7号の営業	60メートル	80メートル	40メートル	60メートル
備考 1 「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校のうち、大学以外の学校をいう。 2 「図書館」とは、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館をいう。 3 「児童福祉施設」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。 4 「病院」とは、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院をいう。第9条 <u>及び第11条の5</u> において同じ。 5 「診療所」とは、医療法第1条の5第2項に規定する診療所のうち、患者を入院させるための施設を有する診療所をいう。第9条 <u>及び第11条の5</u> において同じ。				

2 前項の規定は、次に掲げる営業に係る営業所については、適用しない。

- (1) その営業所が常態として移動する風俗営業
- (2) 7日以内の期間を限って営まれる法第2条第1項第7号及び第8号の営業

（習俗的行事その他の特別な事情のある日等）

第5条 法第13条第1項 の習俗的行事その他の特別な事情のある日として条例で定める日は次の各号に掲げる日とし、当該特別な事情のある日に係る同項 の条例で定める地域はそれぞれ当該各号に定める地域とする。

- (1) 1月1日から同月4日まで及び12月25日から同月31日までの日 島根県の区域
- (2) 前号に掲げるもののほか、公安委員会規則で定める日 公安委員会規則で定める地域及びその他の地域であって次条各号に掲げる地域に該当する地域

〔新設〕

2 法第13条第1項 の条例で定める時は、午前1時とする。

〔新設〕

（午前1時まで風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域）

[削る]

[削る]

(騒音及び振動の規制数値)

第6条 法第15条(法第31条の23及び法第32条第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の条例で定める騒音の数値は、次の表の左欄に掲げる地域ごとに、同表の右欄に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ同欄に定める数値とする。

地 域	数 値		
	昼 間	夜 間	深 夜
1 住居地域	50デシベル	45デシベル	40デシベル
2 商業地域	60デシベル	55デシベル	50デシベル
3 1及び2に掲げる地域以外の地域	55デシベル	50デシベル	45デシベル
備考 1 「昼間」とは、午前6時後午後6時前の時間をいう。 2 「夜間」とは、午後6時から翌日の午前零時前の時間をいう。 3 「深夜」とは、午前零時から午前6時までの時間をいう。 第16条において同じ。			

2 法第15条の条例で定める振動の数値は、55デシベルとする。

第5条の2 接待飲食等営業、まあじゃん屋及び法第2条第1項第8号の営業につき法第13条第1項の午前1時まで風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域として条例で定める地域は、次に掲げる地域とする。

- 1 松江市和多見町、寺町、伊勢宮町及び朝日町の区域
- 2 松江市末次本町、東本町一丁目、東本町二丁目、東本町三丁目及び東本町四丁目の区域
- 3 出雲市今市町の区域のうち、市道高瀬川右岸線、市道若葉町元町線、市道上町扇町線及び市道今市21号線で囲まれた区域並びに市道上町扇町線、市道若葉町元町線、市道有原東町線及び市道四絡222号線で囲まれた区域

(風俗営業の営業時間の制限)

第5条の3 法第2条第1項第7号の営業(まあじゃん屋を除く。)は、第5条の規定にかかわらず、同条第1項各号に定める日における当該各号に定める地域においては、午前零時から午前1時までの時間においてこれを営んではならない。

(騒音及び振動の規制数値)

第6条 法第15条(法第32条第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の条例で定める騒音の数値は、次の表の左欄に掲げる地域ごとに、同表の右欄に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ同欄に定める数値とする。

地 域	数 値		
	昼 間	夜 間	深 夜
1 住居地域	50デシベル	45デシベル	40デシベル
2 商業地域	60デシベル	55デシベル	50デシベル
3 1及び2に掲げる地域以外の地域	55デシベル	50デシベル	45デシベル
備考 1 「昼間」とは、日出時から日没までの時間をいう。 2 「夜間」とは、日没時から翌日の午前零時までの時間をいう。 3 「深夜」とは、午前零時から日出時 までの時間をいう。 第12条において同じ。			

2 法第15条の条例で定める振動の数値は、55デシベルとする。

(風俗営業者の遵守事項)

第7条 風俗営業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 営業所で卑わいな行為その他善良の風俗を害する行為をし、又はこれらの行為をさせないこと。

(2) 営業所 _____ で店舗型性風俗特殊営業又は店舗型電話異性紹介営業を営み、又は営ませないこと。

(3) 営業所 (旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項の規定による旅館業の許可を受けているものを除く。)で客を就寝させ、又は宿泊させないこと。

(4) 客の求めない飲食物を提供しないこと。

2 法第2条第1項第4号又は第5号の営業を営む風俗営業者は、前項の規定によるほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 営業所で賭博類似行為 その他著しく射幸心をそそるおそれのある行為をし、又はこれらの行為をさせないこと。

(2) 著しく射幸心をそそるおそれのある方法で営業を営まないこと。

3 法第2条第1項第4号の営業(ぱちんこ屋及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和59年政令第319号。以下「政令」という。)第15条に規定する営業に限る。)を営む風俗営業者は、前2項の規定によるほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)・(2) [略]

(法第2条第1項第5号の営業に係る営業所への年少者の立入制限)

第8条 法第22条第2項の規定により、法第2条第1項第5号の営業を営む者は、午後6時から午後10時前の時間において16歳未満の者を営業所に客として立ち入らせるときは、保護者の同伴を求めなければならないものとする。

第9条・第10条 [略]

(店舗型性風俗特殊営業の営業時間の制限)

第11条 店舗型性風俗特殊営業(法第28条第4項に規定

(風俗営業者の遵守事項)

第7条 風俗営業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 営業所で卑わいな行為その他善良の風俗を害する行為をし、又はこれらの行為をさせないこと。

(2) 営業用家屋等(風俗営業の用に供する家屋又は施設をいう。次号において同じ。) で店舗型性風俗特殊営業又は店舗型電話異性紹介営業を営み、又は営ませないこと。

(3) 営業用家屋等(旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項の規定による旅館業の許可を受けているものを除く。)で客を就寝させ、又は宿泊させないこと。

(4) 客の求めない飲食物を提供しないこと。

2 法第2条第1項第7号又は第8号の営業を営む風俗営業者は、前項の規定によるほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 営業所でとばく類似行為 その他著しく射幸心をそそるおそれのある行為をし、又はこれらの行為をさせないこと。

(2) 著しく射幸心をそそるおそれのある方法で営業を営まないこと。

3 法第2条第1項第7号の営業(ぱちんこ屋及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和59年政令第319号。以下「政令」という。)第11条に規定する営業に限る。)を営む風俗営業者は、前2項の規定によるほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)・(2) [略]

(法第2条第1項第8号の営業に係る営業所への年少者の立入制限)

第8条 法第22条第5号の条例で定める年齢は16歳とし、同号の条例で定める時は日没時とする。

第9条・第10条 [略]

(店舗型性風俗特殊営業の営業時間の制限)

第11条 店舗型性風俗特殊営業(法第28条第4項に規定

する店舗型性風俗特殊営業をいう。)は、午前零時
(法第2条第6項第3号及び第5号の営業で前条の表
第3号の右欄に掲げる地域以外の地域において営まれ
るものにあつては、午前1時)から午前6時までの時
間においては、これを営んではならない。

第11条の2～第11条の6 [略]

(店舗型電話異性紹介営業の営業時間の制限)

第11条の7 店舗型電話異性紹介営業は、午前零時から
午前6時までの時間においては、これを営んではなら
ない。

第11条の8 [略]

(特定遊興飲食店営業の許可に係る営業所設置許容地
域)

第12条 法第31条の23において準用する法第4条第2項
第2号の条例で定める地域は、別表に掲げる地域のう
ち、次に掲げる施設の敷地(これらの用に供するもの
と決定した土地を含む。)から40メートル以内の地域
以外の地域とする。

(1) 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設
(助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護
施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設及
び児童自立支援施設に限る。)

(2) 病院

(3) 診療所

(特定遊興飲食店営業の営業時間の制限)

第13条 特定遊興飲食店営業は、島根県の区域において
は、午前5時から午前6時までの時間においてこれを
営んではならない。

(特定遊興飲食店営業者の遵守事項)

第14条 第7条第1項(第3号を除く。)及び第2項の
規定は、特定遊興飲食店営業者について準用する。

(風俗環境保全協議会を置く地域)

第15条 法第38条の4第1項の条例で定める地域は、別
表に掲げる地域とする。

する店舗型性風俗特殊営業をいう。)は、午前零時
(法第2条第6項第3号及び第5号の営業で前条の表
第3号の右欄に掲げる地域以外の地域において営まれ
るものにあつては、午前1時)から日出時 までの時
間においては、これを営んではならない。

第11条の2～第11条の6 [略]

(店舗型電話異性紹介営業の営業時間の制限)

第11条の7 店舗型電話異性紹介営業は、午前零時から
日出時 までの時間においては、これを営んではなら
ない。

第11条の8 [略]

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

(深夜における酒類提供飲食店営業の営業禁止地域)

第16条 酒類提供飲食店営業（法第2条第13項第4号に規定する酒類提供飲食店営業をいう。）は、住居地域においては、深夜においてこれを営んではならない。

第17条 〔略〕

附 則 〔略〕

別表（第5条、第12条、第15条関係）

- 1 松江市和多見町、寺町、伊勢宮町及び朝日町の区域
- 2 松江市末次本町、東本町一丁目、東本町二丁目及び東本町三丁目の区域
- 3 出雲市今市町の区域のうち、市道高瀬川右岸線、市道若葉町元町線、市道上町扇町線及び市道今市21号線で囲まれた区域並びに市道上町扇町線、市道若葉町元町線、市道有原東町線及び市道四絡222号線で囲まれた区域

(深夜における酒類提供飲食店営業の営業禁止地域)

第12条 酒類提供飲食店営業（法第2条第11項第3号に規定する酒類提供飲食店営業をいう。）は、住居地域においては、深夜においてこれを営んではならない。

第13条 〔略〕

附 則 〔略〕

〔新設〕